

# 吾妻東部衛生施設組合 障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

吾妻東部衛生施設組合管理者

(法人番号 5000020108405)

吾妻東部衛生施設組合が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3に基づき、吾妻東部衛生施設組合管理者が策定する障害者活躍推進計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

## 2. 障害者雇用に関する課題

吾妻東部衛生施設組合においては、職員総数が20人程度の小規模な機関であり法定雇用障害者数が1人に満たないが、これまで労務補助職員として障害者を若干名雇用している。

障害者雇用に関する課題については、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

## 3. 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

### (1) 採用に関する目標

在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

4. 実施しようとする障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として管理課長を選任する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来 of 業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

(以上)